

## 第2章

### 超音波専門医の必修知識・技術

- (a) : すべての専門医が到達すべき知識・技術
- (b) : すべての専門医が、さらに高度の専門性を獲得するために到達すべき知識・技術
- (c) : 該当する領域において、専門医が到達すべき知識・技術
- (d) : 該当する領域において、専門医がさらに高度の専門性を獲得するために到達すべき知識・技術

## I. 超音波専門医の意義と役割

### 一般目標

超音波を用いた医療についての高度な知識と技術を身に付け、自ら研究・発表を行うとともに超音波検査および治療について適切な助言、指導および教育ができる。

### 到達目標

- (a-1) 臨床症状・所見・検査結果に基づき超音波検査の適応を適切に判断できる。
- (a-2) 超音波検査と他の画像検査の長所・短所を説明できる。
- (a-3) 各部位・臓器の超音波検査に適切な機器を選択できる。
- (a-4) 各専門領域の超音波検査についての知識を持つ。
- (a-5) 自らの専門領域については、超音波検査を実施できる。
- (a-6) 日本超音波医学会が示す医用超音波用語を説明できる。
- (a-7) 超音波診断結果に基づいて適切な診療計画が立てられる。
- (a-8) 保険診療により行う超音波検査治療について説明できる。
- (a-9) 超音波を用いた医療の安全性について説明できる。
- (a-10) 超音波を用いた医療の利益と危険性を患者に説明できる。
- (a-11) 超音波を用いた医療に際して個人のプライバシーに配慮できる。
- (a-12) 超音波専門医・検査士の認定について説明できる。
- (a-13) 超音波を用いた医療について研究・発表が行える。
- (a-14) 超音波を用いた医療について助言・指導・教育ができる。
- (a-15) 超音波を用いた医療において適切なリスク・マネジメントができる。
- (b-16) 日本超音波医学会が示す超音波検査の診断基準を説明できる。